桑折町就農者支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業従事者の高齢化及び後継者不足による農業の衰退や、農地の耕作放棄地化が進む中で、新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、予算の範囲内において、新規就農者に桑折町就農者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年11月25日規則第７号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところとする。

　（新規就農者の定義）

第２条　この要綱において新規就農者の定義は、次の各号に掲げる項目のすべてを満たす者とする。

（１）20ａ以上の農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第３条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第１項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第４条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を有してからおおむね５年以内の者。

（２）主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

（３）生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

（４）交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳で帳簿管理すること。

（５）交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

　（補助金の額等）

第３条　補助金の額は年額500,000円を３年間交付する。

２　補助金の交付については、第５条第４項に定めるとおりとする。

　（補助金交付の対象）

第４条　この補助金交付の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、町長が当該要件に準じていると特に認めた者については交付対象とすることができる。

（１）町民である者。

（２）第２条に規定する新規就農者である者又は、農業経営基盤強化促進法第14条の４第１項に規定する認定新規就農者である者（以下「認定新規就農者」という。）又は、農業次世代人材投資事業（準備型）等における研修機関等認定要領（令和２年５月14日施行）第２条に規定する研修機関等で研修を受けている者（以下「研修機関等で研修を受けている者」という。）。

（３）年齢が18歳以上65歳以下である者。

（４）補助金の交付を受けてから５年以内に認定農業者の認定を受ける意思を持つ者。

（５）町内で３年以上営農の継続が見込まれる者。

（６）市町村税その他義務的納金を滞納していない者。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者。

（８）過去に「桑折町新規農業者経営活動支援事業」及び「桑折町新規就農農業後継者支援事業」の補助を受けてない者。

　（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桑折町就農者支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）収支計画書（第３号様式）

（３）履歴書

（４）住民票又は個人番号カードの写し

（５）認定農業者となる旨の誓約書

（６）町税に未納がないことの証明書

（７）その他町長が必要と認める書類

２　認定新規就農者である者は、青年等就農計画認定書の写しをもって、前項第１号及び第２号の提出に代えることができる。

３　研修機関等で研修を受けている者は、研修生合格通知等の写しをもって、第１項第１号及び第２号の提出に代えることができる。

４　補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は別表に定めるとおり、交付決定日が属する月から起算して全６期とする。

　（交付の決定通知）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、関係機関に対して、意見を求めることができるものとする。

２　町長は、当該申請の内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、桑折町就農者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

３　町長は、補助金の交付決定に際し、必要があると認められるときは、条件を付すことができる。

４　研修機関等で研修を受けている補助事業者は、研修機関等での研修を終了した場合は、第８条の規定に基づき事業の変更申請をしなければならない。

　（補助金の返還）

第７条　前条第２項の規定に基づき交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、町長は、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を請求することができる。

（１）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金交付の条件に違反したとき。

（４）就農を継続する見込みがなくなったとき。

（５）就農の怠惰又は品行不良等により、補助金の交付が不適当であると認められたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、桑折町就農者支援事業補助金交付決定取消通知書（第５号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

　（事業の変更申請等）

第８条　補助事業者は、申請内容を変更し、又はやむを得ない事由により就農を中止し、若しくは廃止しようとするときは、桑折町就農者支援事業補助金変更・中止・廃止申請書（第６号様式）を町長に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、申請内容を変更しようとするときは、変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに補助事業の内容変更又は中止若しくは廃止について承認するか否かを決定し、桑折町就農者支援事業補助金変更等承認書（第７号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　補助事業者は、各年度の補助事業が完了したときは、当該各項の区分に応じ、桑折町就農者支援事業補助金実績報告書（第８号様式）に当該各号に掲げる書類を添えて、交付年度の翌年度４月20日までに町長に提出しなければならない。

（１）新規就農者又は認定新規就農者

ア　収支決算書（第９号様式）

イ　事業報告書（第10号様式）

ウ　作業日誌（第11号様式）

（２）研修機関等で研修を受けている者

　　ア　研修実績報告書（第12号様式）

　　イ　成績表（成績表が発行されている場合）

　（状況報告）

第10条　補助事業者は、補助金交付期間終了後の翌々年度から２年間、桑折町就農者支援事業補助金就農状況報告書（第13号様式）を毎年７月末までに町長に提出しなければならない。

　（補助金の支払い）

第11条　補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、桑折町就農者支援事業補助金交付請求書（第14号様式）を町長に提出するものとする。

　（概算払）

第12条　町長は必要と認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金を交付することができる。

２　前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、桑折町就農者支援事業補助金概算払請求書（第15号様式）を町長に提出しなければならない。

　（帳簿及び書類の備え付け）

第13条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了後５年間保存しなければならない。

２　補助事業者は、町長が補助事業について、報告を求めたとき、又は帳簿、証拠書類等の調査するときは、これに応じなければならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　附　則

１　この要綱は、公布の日から施行する。

２　この要綱の施行に伴い、桑折町新規農業者経営活動支援要綱は廃止する。

３　前項に掲げる要綱に基づき令和３年３月31日までに採択した事業であって、令和３年度中の予算に係る事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定日が属する日 | 当該年度 | 翌年度 | 翌々年度 | 翌々々年度 |
| 前期25万円 | 後期25万円 | 前期25万円 | 後期25万円 | 前期25万円 | 後期25万円 | 前期25万円 | 後期25万円 |
| 当該年度4～9月 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |  |  |
| 当該年度10～3月 |  | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |  |